第六十三号の二様式(第十条の十六関係)(A4)

許可しない旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

申請者　　様

特定行政庁　　印

別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画について、下記の理由により建築基準法第　　条第　　項による許可をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に　　を被告として(訴訟において　　を代表する者は　　となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(理由)